

平成25年度市税等納期限一覧表(牛久市)

平成25年度の市税等納期限およびお支払いの際の注意点についてお知らせします。

年 月 日	税 目 ・ 使 用 料 ・ 保 険 料 等 (期 別)
平成25年(2013年) 4月26日(金)	介護保険料1期・市立幼稚園授業料4月分・月極駐車場使用料4月分 プール利用負担金5月分
4月30日(火)	固定資産税1期・国民健康保険税1期・保育料4月分・住宅使用料4月分
5月27日(月)	市立幼稚園授業料5月分・月極駐車場使用料5月分・プール利用負担金6月分
5月31日(金)	軽自動車税・給食費4・5月分・保育料5月分・住宅使用料5月分
6月26日(水)	介護保険料2期・市立幼稚園授業料6月分・月極駐車場使用料6月分・プール利用負担金7月分
7月1日(月)	市県民税1期・国民健康保険税2期・給食費6月分・保育料6月分・住宅使用料6月分
7月26日(金)	後期高齢者医療保険料1期・市立幼稚園授業料7月分・月極駐車場使用料7月分・プール利用負担金8月分
7月31日(水)	固定資産税2期・下水道受益者負担金1期・給食費7月分・保育料7月分・住宅使用料7月分
8月26日(月)	介護保険料3期・後期高齢者医療保険料2期・市立幼稚園授業料8月分 月極駐車場使用料8月分・プール利用負担金9月分
9月2日(月)	市県民税2期・国民健康保険税3期・保育料8月分・住宅使用料8月分
9月26日(木)	後期高齢者医療保険料3期・市立幼稚園授業料9月分・月極駐車場使用料9月分 プール利用負担金10月分
9月30日(月)	国民健康保険税4期・下水道受益者負担金2期・給食費9月分・保育料9月分・住宅使用料9月分
10月28日(月)	介護保険料4期・後期高齢者医療保険料4期・市立幼稚園授業料10月分 月極駐車場使用料10月分・プール利用負担金11月分
10月31日(木)	市県民税3期・国民健康保険税5期・給食費10月分・保育料10月分・住宅使用料10月分
11月26日(火)	後期高齢者医療保険料5期・市立幼稚園授業料11月分・月極駐車場使用料11月分 プール利用負担金12月分
12月2日(月)	国民健康保険税6期・下水道受益者負担金3期・給食費11月分・保育料11月分・住宅使用料11月分
12月25日(水)	固定資産税3期・国民健康保険税7期・給食費12月分
12月26日(木)	介護保険料5期・後期高齢者医療保険料6期・市立幼稚園授業料12月分 月極駐車場使用料12月分・プール利用負担金1月分
12月27日(金)	保育料12月分・住宅使用料12月分
平成26年(2014年) 1月27日(月)	後期高齢者医療保険料7期・市立幼稚園授業料1月分・月極駐車場使用料1月分 プール利用負担金2月分
1月31日(金)	市県民税4期・国民健康保険税8期・下水道受益者負担金4期・給食費1月分 保育料1月分・住宅使用料1月分
2月26日(水)	介護保険料6期・後期高齢者医療保険料8期・市立幼稚園授業料2月分 月極駐車場使用料2月分・プール利用負担金3月分
2月28日(金)	固定資産税4期・国民健康保険税9期・給食費2月分・保育料2月分・住宅使用料2月分
3月26日(水)	市立幼稚園授業料3月分・月極駐車場使用料3月分・プール利用負担金4月分
3月31日(月)	給食費3月分・保育料3月分・住宅使用料3月分

(注)①口座振替日は納期限と同日となります。ただし、保育料・住宅使用料は毎月26日(土・日、祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。②プール利用負担金とは、「ひたち野うしく小学校」のプール利用負担金のことです。(6ページへ続く)

◆◆コンビニ納付ができます◆◆

平成25年4月から、下記取り扱い税目等について、ゆうちょ銀行等取扱期限内であれば24時間、全国の主要なコンビニで納付できます。取り扱いできるコンビニは、各納付書に記載されていますのでご確認ください。

※取り扱い税目等

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○市県民税(普通徴収) | ○固定資産税・都市計画税 | ○軽自動車税 |
| ○国民健康保険税 | ○介護保険料 | ○後期高齢者医療保険料 |

※次の項目に該当する場合、コンビニでは納付できません。

- ・バーコードの印字がない場合、または印字されていても読み取りできない場合。
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合。
- ・前納報奨金を差し引いて納付する場合。固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収)
- ・納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

問 会計課 ☎ 内線3604

◆◆市税の納付は、便利な口座振替で◆◆

口座振替の申し込みをすると、納期限に預(貯)金口座から振り替えされますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関で取り扱っています。

常陽銀行、筑波銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、竜ヶ崎市農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※各本支店から振り替えができます(三菱東京UFJ銀行は、公共下水道受益者負担金を取り扱っていません)。
※振り替え開始・解約は、依頼書を納期限の40日前までに提出した分(20日までに提出した月の翌月分)からとなります。

問 会計課 ☎ 内線3604

◆◆口座振替をご利用の方へ◆◆

- ①軽自動車税の車検用納付証明書は、6月10日ごろ発送します。
- ②確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は1月20日ごろ発送します。
- ③残高不足などを理由に振り替えできなかった方には、納付書(現金納付用)を発行します。振り替えができない状態が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。
- ④領収書(口座振替納付分)は、平成21年度から廃止となりました。

問 会計課 ☎ 内線3604

◆◆前納報奨金制度について◆◆

平成19年4月1日から、固定資産税・都市計画税および市県民税(普通徴収分)の「納期前納付(前納)報奨金制度」を実施しています。(交付率を0.2%とし、限度額は5万円です)

また、平成21年度から市県民税の年金特別徴収(天引き)が始まりました。特別徴収分は前納報奨金に該当しませんのでご了承ください。

問 収納課 ☎ 内線1061、1062